

松本市松原地区社会福祉協議会 規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は松本市松原地区社会福祉協議会と称し、事務局を松本市松原地区地域づくりセンター内におく。

(組織及び目的)

第2条 本会は、松本市松原地区在住者及び社会福祉団体をもって組織し、福祉事業の運営と地域福祉の増進及び地域福祉を担う人材育成を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉事業に関する調査研究及び企画立案とその実施
- (2) 社会福祉事業に係わる関係団体等との連絡調整と助成
- (3) 社会福祉事業に関する普及並びに宣伝活動
- (4) 社会福祉事業を担う人材の発掘と育成
- (5) その他目的達成のため必要な事業

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名(5名) |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |

会長は松原地区町会連合会副会長とし、副会長は松原地区町会連合会会長、松原地区町会連合会事務局長、松原地区民生児童委員協議会会長と松原地区福祉部会会長とすることを基本とする。役員に他の適任者を充てることはできるが、その際には総会の承認を得る必要があり、他の適任者が会長となった場合には松原地区町会連合会副会長は本会の副会長となる。会計及び監事には松原地区町会連合会の会計と監事があたる。

(役員任期)

第5条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

欠員により役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

任期満了の役員は後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。会計は、会の会計をつかさどる。監事は、会計の監査にあたる。

(委員)

第7条 本会に委員をおき、地区内の次の職にある者をもってあてる。

松原地区町会連合会理事、松原地区公民館長、松原地区公民館・福祉ひろば事業推進協議会会長、松原地区民生児童委員協議会会長、松原地区生活支援員

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会及び三役会とする。

定期総会は、毎年1回年度末に開催し、役員及び委員による構成員の過半数の出席を得て成立する。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。なお、総会成立については、前項と同様とする。

三役会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第9条 会議は、すべて会長が招集し、会長が議長となる。

総会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(経費)

第10条 本会の経費は、松原地区町会連合会の経費と合わせて予算化・執行される。

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(雑則)

第11条 本規約の本則の変更は、総会の議決による。

第12条 本規約に定めるもののほか、必要なことは役員会で定める。

附 則

この規約は、令和4年3月13日より施行する。

この規約は、令和5年4月29日より一部改定・施行する。

この規約は、令和7年4月1日より一部改定・施行する。